

教育委員会会議の議事録（平成29年4月臨時会）

◆ 日 時 平成29年4月6日（木曜日）午後6時

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光
教育長職務代理者 吉田 利弘
委員 今野 克二
委員 齋藤 道子
委員 加藤 道代
委員 花輪 公雄
委員 中村 尚子

◆ 会議の概要

1 開 会 午後6時

2 議事録署名委員の指名 齋 藤 委 員

3 付 議 事 項

第1号議案 市立中学校生徒の自死事案（平成28年2月）に係る調査結果の答申における「再発防止に向けた提言」への対応について

（学校教育部長 報告）

教 育 長 平成28年2月に発生した市立中学校生徒の自死事案については、昨年3月定例教育委員会において、いじめ問題専門委員会への調査に係る諮問につき議決をいただいて諮問をし、前回の3月31日開催の臨時教育委員会において調査の答申についての報告と、当該答申における再発防止に向けた提言への教育委員会としての対応について協議いただいたところである。

本日はこの答申やこれまでの協議等を踏まえ、再発防止に向けた提言への対応についてご審議いただく予定である。

それでは、学校教育部長より説明を願う。

学 校 教 育 部 長 先月31日に開催された臨時教育委員会において委員の皆様からいただいたご意見やご指摘等を踏まえ、あらためて対応案をまとめたので説明する。

提言の一つ目「アンケート調査の分析や概要等について、そのあり方の再点検を行う」への対応案である。こちらは前回ご審議いただいたとおり、アンケート調査の分析や対応等に関して、スクールカウンセラーや学校医等の専門家からの意見を踏まえながら、学校として組織的かつ継続的な対応を徹底することとしたい。また、国のいじめ防止基本方針の改定を受けて行う、本市の基本方針やいじめ防止マニュアルの見直しの中で、必要な事項を盛り込むこととしている。

提言の二つ目「児童生徒の有する課題についての指導と支援を保護者と十分に相談し、記録を確認しながら進める」ことへの対応案である。こちらも前回示したとおり、発達上の課題を抱える児童生徒や支援を要する児童生徒に対して、学校と保護者が指導と支援の方針を共有し、その経過についても記録を残し、確認しながら進めていく

仕組みづくりについて検討するとした。

加えて前回の協議において学年を越えた多くの人たちからの情報の収集や共有が必要である、また、情報を守ることと情報を共有することを両立させていく必要があるなどの意見があったことを踏まえ、支援を要する児童生徒の個人情報に配慮しつつ、学年を越えた情報共有と迅速な行動連携がなされるよう、学校いじめ防止等対策委員会で組織的に対応するなど、対応力のさらなる強化を図るという項目を加えている。

提言の三つ目「中学生の発達段階の特性を踏まえた教育相談の知識とスキルの向上を図ること」等に対しては、前回示したとおり、中学校教員についてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどしながら、教育相談の知識やスキルの向上を図るための研修を充実することとした。

提言の四つ目「各学校の養護教諭は児童生徒を見守ることのできる要職としての中心的な役割を果たすようにすること」。これに対しては、養護教諭について教育相談の役割等の再認識の徹底を図るため、研修を充実することとしている。

提言の五つ目「自死予防教育のあり方の研究と各学校での実践の支援」。これには、モデル校の実施を踏まえて手引きを作成し、全市立学校における取り組みを進めることとしているが、前回の協議においてSNS上で見られるいじめや自死の兆候に対する対策が必要であるという意見もあったことから、自死予防教育において自分の命を大切にするとともに、他の児童生徒が発するものも含め、いじめや自死の情報に気づいた児童生徒が大人に相談することができるようにするという内容を追加している。

提言の六つ目「スクールカウンセラーの資質の向上」と七つ目「スクールソーシャルワーカーの拡充と活用」について、前回の案ではそれぞれ資質向上のための体制づくりや効果的な体制等の検討という内容だったが、委員の方々から抽象的であり具体的な内容をもっと書き込めないかという指摘があった。

こうしたことから、提言6の対応案としては、学校スクールカウンセラーに対し児童生徒の心理状態やその背景、要因を適切に見立てる力量を高める研修を充実する、いじめ等のケース対応が適切に進められるよう、教育委員会や教育委員会配置のスクールカウンセラーが十分な支援を行うこととした。

提言7の対応案としては、全教員に配布したリーフレット「スクールソーシャルワーカーとの効果的な連携」等が有効に活用されるよう各学校への周知を徹底する。各学校の状況を十分に把握し、支援が必要なケースについて教育委員会配置のスクールソーシャルワーカーのさらなる活用を進めることとする。

提言の八つ目「いじめ防止対策推進法第9条に基づく保護者の責務についての啓発活動への対応」に関しては、教員において学校の取り組み状況を保護者に分かりやすく説明し、理解を得ておくことが必要であるという意見をいただいた。

対応案としては、いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」による啓発周知と、保護者を対象とした研修等をPTAと連携して実施し一層の啓発を進める、という2点を記載している。こうした取り組みの中で、学校のいじめ問題への取り組み状況も丁寧に説明していくよう努めてまいりたいと考えている。

最後に九つ目の提言「提案実現のための人的・物的支援や教職員の労働環境の改善」については、前回の協議においていじめ対応の成功事例を蓄積し共有することが必要であるといったご意見をいただいた。

対応案としては、学校における研修への講師派遣やいじめ対応の成功事例も含めたマニュアルの配布といった支援の検討、小学校における児童支援教諭の配置拡大といった人的支援、いじめ・不登校対応支援チームによる学校巡回といった内容を盛り込んでいる。

以上である。

教 育 長 まず、皆さんから今の説明に対してご質問、ご意見等を願う。

前回ご欠席された吉田委員、まず何かご意見等あれば。

吉田委員 対応案は委員会の提言に呼応したものになっていると受け止めている。大事なのは次のステージである。例えばここに九つの提言がなされているが、その対応策として研修ということが4カ所出ている。この研修のありようを今後考えていかなければならない。いじめ全体に係るいじめ防止策のための研修の中に、この事案の特有の内容をどう組み入れていくかの工夫が求められる。対応案はこれで良いが、その具体的な対応策ということを検討していただきたいと思う。

学校教育部長 ご指摘の通りであり、研修ということで漠然とした記載にはなっているが、今回の事案も踏まえた上で、しかし、今回の事案だけに特化したものではなく、研修部門との情報共有をしっかりと行いながら具体的な内容をしっかりと詰めていきたい。

中村委員 私も前回いただいた皆さんの意見がきちんと盛り込まれていて、とても良いものになったと思う。今後の対応策を含めてさまざまな取り組みがなされていくと思うが、この提言を生きたものにしなければならないと思った。それには信頼できる大人に相談できること、助けを求められるようなところがあることが必要だと思う。そしてそのためには、人同士の信頼関係を築いて、それを確固たるものにするように努力をしなければならない。提言だけでなく、それを行う人づくりをしていかなければならないと思った。

学校教育部長 児童生徒と教員との信頼関係というものは、いじめ事案に限らず普段の生活の中からつくっていかなければならないので、そういったところをしっかりと教職員一人一人に伝わるように、先ほどの研修等も含めて努めてまいりたい。

齋藤委員 この対応案が案で終わってはいけないと私も思う。例えば、いじめ対策専任教諭や養護教諭、中学校教員、スクールソーシャルワーカー、保護者など、それぞれの立場の人は、この対応案を見て、自分はどこから手をつければ良いのかと悩まれるところがあると思う。それを導いていくのはやはり教育委員会であり、我々が道筋を立てていかなければならない。

それから、研修によって、一つの学校あるいは教職員個人だけではない形で情報を共有できることで、安心できるという部分もあると思う。特にいじめ対策専任教諭の方の研修を重視して、その方たちがいろいろな立場でいじめへの対応策を練っていく中心人物となっていたただけることを望んでいる。

今野委員 学校と保護者の連携が非常に重要になってくると思うのだが、保護者はどのような連携をとったら良いのかなかなか分からないと思う。例えば、こういう兆候が出てきた場合にはこういう対応をする、ということを保護者が研修を通して具体的に分かっていることが極めて重要だろう。何か兆候があったときに、どう対応してよいか、どこに相談してよいか分からないということもあると思うので、具体的に行動できるような研修もあればいいのではないかと思った。

学校教育部長 研修というのは教職員だけの研修ではなく、保護者に対する普及啓発といったところもしっかりと取り組んでいきたいと思っている。特に今ご指摘があったように、保護者の方々は、子どもと一緒に生活している中で、子どもの変化に気づく場面があると思う。そういった情報が確実に学校に伝わるように、学校と保護者がしっかりと連携を図れるように、教員と保護者の信頼関係も非常に重要になってくると思う。普段からさまざまな機会を利用して保護者との情報共有を図っていきたい。

教育長 具体的な兆候の例について保護者に広く知ってもらおうと、生徒のサインに早く気づくチャンスにもなる。今後、そういう部分を保護者への啓発の中に盛り込むことも検討させていただくことになろうかと思う。

花輪委員 前回大きく三つの意見を申し上げた。一つは、提言の6と7の項目への対応案が若干抽象的過ぎて具体性を欠くのではないかということだが、きょう示された案は一歩進んでより具体的にブレークダウンしていただいた。

二つ目は、多くの目と多くの耳で状況を判断するために、情報の共有化が必要だという意見を申し上げた。こちらも適切に反映していただいた。特にその後、加藤委員から支援を要する児童生徒の個人情報にも配慮すべきであるという意見があり、それも含めて適切な形でまとめていただけたと思う。

3番目はグッドプラクティスというか、いじめはあっても、先生方や保護者の方のご協力を得て、いじめの進行を止めた、あるいは解消したというような事例を積み重ねていくのが非常に大事だという話をさせていただいたが、それも対応案に加えていただき、良かったと思う。

それから、ほかの委員の皆様と同じだが、この案を着実に実施していくことが最も大切だと思う。実際、アクションアイテムとして行動する項目としてはたくさんあると思うが、それをきちんと実施していく体制をさらに進めていただけたらと思う。すぐにできるもの、多少の準備が必要なものなど、それらをロードマップをつくりながらやっていただくのが大事だと思う。

教 育 長 前回の協議内容を反映した修正案について、一通りご確認いただいた。付け加えると、情報共有と情報の守秘の両立という点も明示させていただいた。また、特に具体事例を挙げて情報共有の機会をつくっていく必要があるだろうという話もあったが、その点は保護者との関係の記載の中で修正している。

吉 田 委 員 繰り返しになるが、九つの対応策を実効性のあるものにするためには、やはり情報の共有がキーワードになると思う。このことについては、中村委員も人づくりとか信頼関係というものが構築されないと、情報の共有は難しいということをおっしゃったと思うが、まさにそこだと思う。教師と児童生徒の間、それから児童生徒同士の間には良好な人間関係が築かれていないと情報共有もできないと思う。

その良好な人間関係をどういう場面で培っていくのかというと、やはり授業と、中学校でいえば部活動なのかと思う。指導を通して、そのやり取りの中で、互いに理解し合い、より良い人間関係を築いていく。そのための授業経営とか部活動経営というものも、いま一度原点に立ち返って考えてみるべきだと強く思っている。

教 育 長 信頼感を育むのには時間がかかる。卒業し、そしてまた入学してというと、ゼロからの積み重ねである。教師と児童生徒はもちろん、児童生徒同士、特に中学校の場合は、別々の小学校から入学してくるということがあるので、仲良くなっていく工夫も必要である。

吉 田 委 員 そういうところはベーシックなものとして、基本的な考え方のところに記述していただき、その上に九つの対応策があるような形になると良いかと感じた。付議事項なので今変えるのは難しいと思うが。

教 育 長 例えば「情報の共有を1つの大事な視点として捉え」などと入れるだけでも違うかと思う。そういう表現を入れるという点はよろしいか。

加 藤 委 員 臨床では集団守秘義務という言葉を使うことがある。これはどういうものかというと、一つの事案に関わる人たちがいつも同じ人とは限らない、また、事案ごとにメンバーが変わるという場合もある。そういうチーム対策が必要なとき、チームとして秘密を守りましょうというものである。こうした事案については、毎回、どこまでが対策チームの集団なのかということを確認し合いながら情報を共有していくことが重要だと思う。

教 育 長 対策チームというのは学校におけるものか。

加 藤 委 員 それはいろいろだと思う。学校外とつながらなければならない場合もあるかもしれないし、学校の外からやってくるスクールカウンセラーのような場合もあると思う。

教 育 長 ケースによってということか。

加 藤 委 員 事案ごとにその集団は違う。今までは、学校は学校の中というようなイメージが

強かったかもしれないが、事案ごとに、関わる人たちでグループを考えていく。毎回、どこまでがグループのメンバーかを確認をしていくということである。そのグループの中で情報を共有し、かつ、グループの中で情報を守っていきましようということが必要になってくると思う。

教 育 長 事案により情報は違う。今回の事案では、発達に課題を持っているということも特有の部分となるだろう。これは肝として押さえておかないといけない。

齋 藤 委 員 いろいろなケースがあると思うが、全ての部分で把握している人、ないし窓口となる人が必要かと思う。中学校であればいじめ対策専任教諭、小学校であればいじめ対策担当教諭のところに、教職員や保護者、生徒、そして地域から情報が来るといようなセクションである。

情報の共有を一つの学校に留めず、それぞれの学校でいろいろな情報を発信し、それを仙台市としてまとめ上げていって、それをまた学校に返していく、そのためにも窓口となる人が必要だと思う。

教 育 長 専任教諭という形で、今回、中学校全校に配置しているのだが、その人にすべてお任せということは避けなければならない。基本はそれぞれのクラスの担任が対応していく形の中で、専任教諭に情報を上げていくという点で一本化というのは大事である。教頭や校長という管理職も含め、学校として組織的にコーディネートしていくわけだが、その事案すべてで専任教諭が保護者との窓口を含めてというと、現実には難しい面が出てくると思うので、そこは学校内での役割分担が必要だろう。

ただ、ご指摘いただいた点では、担任が出てきて、学年主任も出てきてと、保護者側が混乱することのないようにはしなければならないと思う。そういう点で、窓口という意味合いをうまく学校で使い分けていくことが望まれる。

齋 藤 委 員 責任を一人に押しつけようということではなく、いろいろな部分でいろいろな場面が見えている人が必要だということを押さえておかななくてはならないと思ひ、つけ加えさせていただいた。

教 育 長 専任教諭はそういう役割であり、学校全体を見渡し、違う学年、違うクラスで起きているいじめの事案で、例えば、別々の事案の当事者が兄弟だったり、同じ部活で起こっていたり、そういうところはやはり学校全体を見通さないと分かりにくい。そのキーとなる人間は、専任教諭だけではないだろうが、専任教諭がそういう役割もきちっと持つことで、学校内でより機動力を発揮するのだと思う。おっしゃっている趣旨はまったくそのとおりとと思う。

では、もう一度戻って、先ほど、基本的な考え方のところ、例えば「情報共有の視点を踏まえ」というような文言を入れるということについてお話をさせていただいた。今この場で、この表現がすっと落ちるかどうかわからないので、ここは私に任せていただいてもよいかな。

吉 田 委 員 それが入ることによって趣旨が伝わらなくなれば問題なので、割愛していただいても結構である。

教 育 長 ここは私の責任のもと修正を加えさせていただくことで対応したい。

花 輪 委 員 今回のことに関して、委員会からの報告ではすでに平成 27 年 6 月 23 日付の第 1 次答申で 12 点の再発防止策は出しており、今回はそれに加えて 9 項目をやってくださいという理解でよろしいか。

教 育 長 そのとおりで。今回の提言は、再発防止策として、すでに示していた 12 項目に、新たに 9 項目を加えて実施していくことが必要であるという内容。その 9 項目について、今、ご審議いただいているところである。つまり、対策としては合わせて 21 項目を講じるという理解になる。

皆様のご意見が大体出たところで、あらためてここでお諮りしたい。ほかにご質問、ご意見等がなければ、本件に関しては、先ほどのご意見を踏まえて、基本的

な考え方の一部について、私の責任のもと修正のうえ、後日、皆さんにご報告し、確認いただくこととして、決定してよろしいか。

異議なし

第1号議案に関しては今の点を踏まえ、後日、報告することとして決定する。

原案を一部修正のうえ、決定

学校教育部長 ただいまの議案に関連してご報告する。市長への報告については、今後、市長との日程を調整し対応させていただきたいと考えている。

教 育 長 当然、本日の決定を経ないと日程調整ができないので、これから具体的な日程を調整させていただくということである。

4 閉 会 午後6時50分